

生涯スポーツ
生涯学習

中央公民館

☎992-1321

トイレ改修工事を行っています。
新型コロナウイルスワクチン接種会場として使用しています。
ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

休館日:4日(月)・11日(月)・13日(水)・18日(月)・25日(月)

図書貸出日 休館日及び祝日を除く

火・水・木・土曜日 9:00~16:30
金曜日 9:00~11:00

今月の新着図書

- ・母の待つ里 浅田 次郎 著
- ・腰痛は座り方が9割
～ラクな姿勢は腰に負担が!～ 碓田 拓磨 著
- ・手持ちの服でなんとかなります
～スタイリストだけが知っている
着こなしのコツ～ 杉山 律子 著
- ・いえるよ! NO
～わたしらしく生きるための大切な
ことば～ ジェニー・シモンズ 作
クリスティン・ソラ 絵
- ・北里柴三郎 石崎 洋司 著
小坂 伊吹 絵

エローラこども自然塾

「プールのヤゴ救出大作戦!」

☎5月14日(土) 10:00~11:30
(雨天時は5月15日(日)に延期、
当日8:30決定)

- 金杉小学校プール(正門集合)
 - 対・定小学生10名(小学3年生以下は保護者同伴、申込み順) ●無料
 - 持筆記用具、魚網、飼育ケース
- ※動きやすく汚れてもよい服装で

ご参加ください。

●申・問4月24日(日) 10時から電話
で中央公民館へ。

多世代交流学習館メロディー

☎991-2338

休館日:4日(月)・11日(月)・18日(月)・25日(月)

図書貸出休止日 上記休館日

今月の新着図書

- ・いつか家族でやりたい99の楽しいことリスト むびー 著
- ・機能向上につながる! 高齢者とつくる季節の制作春・夏編
世界文化ライフケア
- ・探花 隠蔽捜査 9 今野 敏 著
- ・なぜなぜ、どうして? しょくぶつのひみつ 佐々木 知幸 監修
- ・お花のドレスのBプラン
あんびる やすこ 著
- ・やさいのがっこう いちごちゃんはやさいなのか? なかや みわ 作

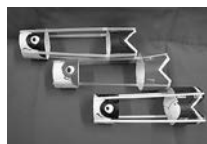
おはなしランド

☎4月9日(土) 14:00~15:00
●場2階多世代交流ホール ●無料。
直接会場へ。

作って遊ぼう

☎4月9日(土) 15:00~15:30
「空とぶこいのぼり」

●場2階多世代交流ホール
●無料。
直接会場へ。



子ども読書の日「スペシャルおはなしランド・ミニコンサート」

埼玉県「子ども読書の日」(4月23日) 関連事業として、多世代交流学習館「子ども読書の日」並びに「読書週間」を設定し、読書好きな

子どもたちの育成を目指します。
◆多世代交流学習館「子ども読書の日」

☎4月23日(土)

- ①13:30~14:00 作って遊ぼう
- ②14:00~15:00 おはなしランド(読み聞かせ)

③15:00~15:30 リコーダーによるミニコンサート

●対・定 上記①は、小学生以下15名。

②・③は参加自由。

●場2階多世代交流ホール ●無料

●申不要。直接会場へ。

◆多世代交流学習館「子ども読書週間」

☎4月23日(土)~5月12日(木)

●場1階ホール

●内手作り大型紙芝居の展示

●問多世代交流学習館

母の日プレゼント講習会

アーティフィシャルフラワー(造花)を使って、ボックスアレンジを作り、日頃の感謝を込めてプレゼントしませんか?

☎5月14日(土) 9:30~11:30

●場2階多世代交流ホール

●対・定 小学1~6年生10名(申込み順) ●600円 ●持筆記用具

●申・問4月23日(土) 9時から多世代交流学習館へ(電話申込み可)。

B & G海洋センター

☎992-1291

休館日:4日(月)・11日(月)・18日(月)・25日(月)

気楽に遊び体

☎4月9日(土) 9:00~11:00

●場1階アリーナ ●対どなたでも(1人でも可) ●無料

●持運動のできる服装、体育館シューズ
【今月の種目】さいかつぼーる、ミニテニス、吹き矢(スポーツ)ほか。

広告

省エネ・再生可能エネルギーでGreenFirst

LED照明取替工事 電気設備の設計・施工・保守・管理
太陽光発電設置工事 省エネ環境設備工事を提案します
小型風力発電設備工事 (株)高岡電気工業
電気設備工事トータルリース takaden@peach.ocn.ne.jp

業務用中古エアコンのリース・販売
TEL(991)3850
FAX(991)3855

HOLIDAY ホリデー車検 松伏

車検 基本料金 8,580円(税込)

小型車 1,000kg以下 61,440円(税込)~	中型車 1,001~1,500kg 69,640円(税込)~	大型車 1,501~2,000kg 77,840円(税込)~
----------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------

株式会社 横川鋳油 ☎0120-860-045
tel.048-991-2906 fax.048-991-7271 埼玉県北葛飾郡松伏町松伏135

軽自動車の場合 ワゴンR・ムーヴ

51,260円(税込)~

公的費用	重量税	¥ 6,600
	自賠責保険	¥19,730 (24ヶ月)
	印紙	¥ 1,500
車検料	車検基本料	¥ 8,580 (税込)
	検査料	¥11,000 (税込)
	事務手数料	¥ 3,850 (税込)

4WD車、ワンボックス車は別途約23,150円が加算されます。
お支払い4、現金又はクレジットカード(公的費用は現金にてお支払いいたします。輸入車の取扱はお断りさせていただきます。)

【主催・指導】松伏町スポーツ推進委員
◎B & G海洋センター

トレーニング講習会(要予約)

◎4月24日(日) 13:30~1時間程度
◎2階トレーニングルーム
◎エアロバイク・多目的マシンの使用方法(要予約)
◎・**◎**16歳以上の方10名(申込み順) **◎**無料 **◎**・**◎**4月20日(水)までにB & G海洋センターへ(電話、代理人による申込み不可)。

令和4年度スポーツ安全保険のご案内

◎スポーツ活動や文化活動などを行う4名様以上の団体
【対象となる事故の範囲】団体管理下での活動中(国内)と団体活動への往復中の事故など
【掛金】中学生以下800円・1,450円・11,000円 高校生以上800円~11,000円
 ※活動内容により異なります。
【保険期間】4月1日~令和5年3月31日
【補償内容】傷害保険・賠償責任保険・突然死葬祭費用保険
 ※加入区分により補償金額は異なります。
◎ネット申込みができます。スポーツ安全協会のホームページ上の「スポあんネット」へのリンクからお申し込みください。
 郵送で申し込む場合、郵便窓口で振込後、払込受付証明書を貼付した加入依頼書をスポーツ安全協会埼玉支部へ郵送してください。
 なお、郵送での申し込みは令和4年度をもって終了します。
 ※詳しくは「スポーツ安全保険のしおり」をご覧ください。
【配布場所】B & G海洋センター又は公益財団法人スポーツ安全協会

◎公益財団法人スポーツ安全協会 埼玉県支部 **◎**048-779-9580
松伏町スポーツ推進委員募集

町では、町民がスポーツに親しみ、楽しむためのお手伝いをするスポーツ推進委員を委嘱しています。
 町のスポーツ振興のため、一緒に活動しませんか。
◎町内在住、在勤で、スポーツに関する深い関心と理解があり、職務を行うのに必要な熱意をお持ちの方
【職務】地域でのスポーツ指導者と行政とのパイプ役。主な活動は、体力測定、ウォーキング、ロードレース大会への協力のほか、月1回の定例会、気楽に遊び体など。
【募集人数】4名
【任期】委嘱の日から令和5年3月31日まで **【報酬】**年額28,100円
◎B & G海洋センター

総合型地域スポーツクラブ「マッピー松伏」

①健康ヨガ(9:40~)
◎ 4/3、10、17 いずれも日曜日
②バランスボール教室(11:30~)
◎ 4/5、26 いずれも火曜日
③エンジョイ・ダンス(9:40~)
◎ 4/6、20、27 いずれも水曜日
④絵手紙教室(10:00~)
◎ 4/14、28 いずれも木曜日
⑤ケンコー体操教室(11:30~)
◎ 4/8、15、22、29 いずれも金曜日
⑥ケンコー吹き矢(13:30~)
◎ 4/8(金)
⑦体幹トレーニング(11:30~)
◎ 4/9(土)
⑧ピラティス教室(11:30~)
◎ 4/2、16 いずれも土曜日
◎ B & G海洋センター

◎16歳以上の方 **◎**300円(保険代など)。マッピーメンバーシップカードの割引適用あり。

マッピー軟式庭球部

◎4/13、20、27
 いずれも水曜日 11:00~13:00
◎松伏記念公園テニスコート
◎60歳以上の男性 **◎**300円(保険代など)。マッピーメンバーシップカードの割引適用あり。

◎実施日に開催会場で直接申込み
◎B & G海洋センター

教育文化振興課
◎991-1873

松伏町文化協会に入りませんか?
 松伏町文化協会では毎年11月上旬に松伏町民文化祭を開催し、ダンスに歌声の披露、作品の展示等を行っています。一緒に文化祭を盛り上げましょう!
 また、文化協会加盟の連合会又は単位団体が行う事業について、年度内一回に限り事業補助金の交付を行っております。(連合会20,000円、単位団体5,000円)
◎松伏町文化協会事務局(教育文化振興課内)

ジュニアリーダー会員募集!
 幼稚園・保育園児、小学生と一緒に遊ぶことやイベント企画、ボランティアに興味のある中高生の皆さん、ジュニアリーダーに登録して子どもたちと楽しく活動しませんか?
【資格】町内在住又は在学の中学生・高校生
【年会費】500円(保険料など)
 ※イベントごとに別途集金することもあります。
◎教育文化振興課にて登録用紙を配布しています。必要事項を記入の上、年会費を添えてお申し込みください。

広告 地球にやさしい工場を目指します

大日本パッケージ株式会社
 DAINIHON PACKAGE CORPORATION

環境優良工場受賞 埼玉工場
 〒343-0106 松伏町大川戸 2399
 TEL 048 (992) 0600
 FAX 048 (992) 0716

(株)セレモニーすずき
●地域最安値99,000円(税込)より●
 家族葬・一日葬・一般葬
 越谷市斎場でのご葬儀はお任せ下さい
 365日・24時間受付
 松伏町大字上赤岩843-1
◎0120-5940-52 **◎**(048)993-0444

松伏町ジュニアリーダー連絡協議会事務局(教育文化振興課内)

松伏町子ども会育成会連絡協議会に加盟しませんか

【募集対象】

子ども会として活動している団体
※町内在住の児童と指導者(成人)により構成されていること。

※一緒に活動する幼児(0歳~5歳)も加入できます。ただし、保護者の加入も必要です。

【年会費】1人140円

※全国子ども会安全共済会加入費です。加入すると松子連主催事業以外の単位子ども会独自の活動も保険の対象となります。

※松子連開催事業への参加費は別途必要です。

【申込期間】随時

【開催予定事業】夏休み親子映画会、松子連体験ツアー(工場見学や体験学習等)、子どもかるた大会(彩の国21世紀郷土かるた松伏予選会)

※各事業で定員が申込み順の場合、優先枠を設けます。

松伏町子ども会育成会連絡協議会事務局(教育文化振興課内)

『松伏町史 資料編 近世』刊行

松伏町史第5巻目となる『松伏町史 資料編 近世』を刊行します。

松伏町に関する記述を含む主に町内所在の安土桃山時代から江戸時代の古文書、絵図をまとめて紹介する内容となっています。資料1点ごとに概要文を付し、内容の分かりやすいものを目指して作成しました。ぜひお買い求めください。

【販売開始】4月18日(月) (予定)

【販売場所】教育文化振興課

【価格】4,000円(税込)

【体裁】B5版 1,000ページ

教育文化振興課

町史編さんだより

○松伏町史編さん事業報告とご協力をお願い

教育委員会では松伏町の原始時代から現代に至るまでの歴史を調査し、『松伏町史』という本にまとめて未来に伝える町史編さん事業を実施しています。

■事業報告(令和3年9月~令和4年2月開催分)

- ①町史編集委員会(2月 資料編近世刊行決議書面協議) ②考古部会(12月 通史編方針会議) ③古代中世部会(1月 通史編方針会議) ④近世部会(毎月 近世編刊行協議) ⑤近現代部会(毎月 執筆再分担・内容協議、史料選択) ⑥石造物絵馬部会(毎月 石造物調査、神社調査) ⑦自然部会(1月 通史編方針会議)

■お願い

松伏町史の編さんに役立つため、皆さんが所蔵する古いものの寄贈を受け付けています(寄託・一時預かりでも構いません)。古文書(昭和40年代頃まで)、写真、広報(昭和43年以前)、その他が松伏町史を作り上げます。古文書については、一点ごと専用封筒に入れて文書名を付記して目録とともにご返却します。

※民具については所蔵スペースの関係から、現在寄贈を受け付けておりません。ご了承ください。

まつぶし出前講座

「町民編」町民講師を募集!

この度、まつぶし出前講座冊子の改訂(6月末発行予定)に伴い、新たに講師となっていただく方を募集しています。

皆さんの活動や経験、特技などの得意分野を活かす絶好の機会です!ボランティア講師として活躍しませんか。

【講師登録対象者】町内に在住、在勤、在学する方

【報酬】ボランティア講師として活動するため、無報酬となります。

【講座内容】ご自身の知識や得意分野を活かす講座を実施。

【改訂冊子への掲載】5月13日(金)受付分まで。

※締切後も常時講師募集しています。

教育文化振興課

☎991-1873 FAX991-1902

サークル・団体の催し・募集

松伏町春季テニス大会参加者募集

5月8日(日)8:00~(予定)

予備日5月15日(日)

松伏記念公園テニスコート

【種目】男子ダブルス・女子ダブルスとも(選手権の部、初級の部)

町内在住・在勤・在学の方、松伏町テニス協会員

1組3,000円(町テニス協会員は更に1名につき250円引)

【その他】集合時間、組合せは4月23日(土)以降に連絡します

4月15日(金)までに住所・氏名・電話番号を明記の上、下記のいずれかの方法で申し込みください。

テニス協会村田

tennis_association_murata@yahoo.co.jp

テニス協会増田 FAX991-7717

越谷駅西口1分 月曜日午前も女医診療を始めました 女医診察ご希望の方は受付へ。 ※混み合っている場合はご要望に添えない場合もございます

医療法人社団 恩志会

越谷肛門胃腸クリニック

●日帰り痔手術 ●大腸がん検診 ●各種保険取扱
●胃・大腸の内視鏡検査 ●過敏性腸症候群治療
●木曜女医によるレディース(診察時間は10:00~12:00)(女性専用待合室あり)

診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝日
午前 9:30~12:00	○	○	○	○	○	×	×	×
午後 4:00~6:00	○	×	×	×	×	×	×	×

tel. 048-960-2233 http://www.ok2.or.jp

埼玉県越谷市赤山本町8-5 山六ビル2F **ok2 越谷** で 検索

大学生スタッフ 急募

週2日以上
平日 14:00~19:00
長期休み期間中 8:00~19:00
時間・曜日応相談
時給970円 交通費1日300円

かしのき学童クラブ
松伏町松伏188-1
TEL 048-991-7830

広告

手工芸作品展

毎年町民文化祭へ手工芸作品を出展しています。会員一同、一生懸命作品づくりに取り組みましたので、ぜひご覧ください。

日 5月3日(火・祝)～5日(木・祝)

10:00～17:00

(3日のみ、12:00～)

場 外前野記念会館ハーモニー

内 木目込み、クラフト、編み物、手工芸雑貨の展示。希望に応じて販売も行います。

【主催】松伏町文化協会 手工芸「雅会」

問 屋代 ☎991-8588



募 集

<町の募集>

健康大学受講生募集

対 町内在住60歳以上の方

内 書道、絵手紙、フォークダンス、太極拳、手工芸、舞踊、カラオケ、生け花、民謡(各講座月1回開講、日程は申込み時にご確認ください。)

【受講期間】6月～翌年2月9回(予定)

費 無料(※1人3講座まで受講可)

【申込用紙】北部サービスセンター又はいきいき福祉課窓口にて配布

申 4月11日(月)から22日(金)までに(土・日曜日を除く)、郵送又は持参で、いきいき福祉課又は北部サービスセンターへ申込用紙を提出してください。申込み順ではありません。定員を超えた場合は抽選を行います。

問 北部サービスセンター

☎992-1777

手話奉仕員養成講座 (基礎課程)

聴覚障がい者の手話が理解でき、

手話で日常会話ができることをめざす講座です。手話をろう者の方から学ぶことができます。

日 6月3日(金)～12月2日(金)

毎週金曜日 19:00～21:00全24回(特別講演を含む)

場 役場会議室

対 町内在住・在勤・在学で、手話奉仕員養成講座(入門課程)の修了証・受講証をお持ちの方、又は同等レベルの方

定 20名(申込み順)

費 3,300円(テキスト代(入門編・基礎編)。お持ちの方は不要)

【講師】宮下 昭宣氏ほか

申・問 4月1日(金)から28日(木)ま

でいきいき福祉課(☎991-1877

FAX991-3600)へ。

<その他の募集>

普通救命講習Ⅰ及びⅡ

日 5月15日(日)9:00～12:00(Ⅱは13:00)

場 吉川消防署

内 成人を対象とした心肺蘇生法やAED、異物除去、止血法など。

定 20名 定 無料

内 4月18日(月)～5月6日(金)

問 吉川松伏消防組合警防課

☎048-982-3968



お 知 ら せ

<町のお知らせ>

国民年金学生納付特例制度

【学生納付特例制度について】

学生の方も20歳になった時から、国民年金に加入し保険料を納めることとなります。しかし、本人の前年の所得が一定以下で納付することが困難な場合は、在学期間中の保険料が猶予される「学生納

付特例制度」を申請することができます。国民年金を未納のまま放置しておく、加入中に発症した病気等で障がいをもつことになった場合、障害基礎年金等が受けられない場合がありますので申請を希望する方は早めに手続きをしてください。

また、学生納付特例制度は過去に遡って申請することができます(最長2年1か月)。

【学生納付特例期間の承認を受けた方】

この特例期間については、年金の受給資格期間には算入されますが、年金額に反映されません。

そこで、承認を受けた期間で10年以内の期間であれば、遡って納めることができる「追納」制度があります。追納することにより、老齢基礎年金の年金額に反映されるようになります。

ただし、追納する場合の保険料額は、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降から承認当時の保険料に加算金額が上乘せされます。

【手続きに必要なもの】

①年金手帳又は基礎年金番号通知書 ②学生証又は在学証明書(令和5年3月31日までの有効期限が確認できるもの)

※本人以外が申請する場合、来庁者の本人確認書類が必要です。

また、申請人と代理人の方が別世帯の場合は委任状が必要です。

問 住民ほけん課 ☎991-1870

転入・転居を検討されている 新婚さんへ ～結婚新生活支援事業～

松伏町内で結婚生活をスタートする新婚世帯に、住居費や引っ越し費用などの一部を助成します!

【居住費】松伏町内の物件の取得

広告

そろばん生徒募集!

右脳をしよう! 楽しくパチパチ

小2年・午後4時～ 月・火・木・金

フラッシュ暗算・100マス計算

●そろばんプレゼント中●

大人も大歓迎

前野計算・学習クラブ

【電話】991-3809 090-3088-7716

集中力 考える力 成績 UP!
★無料体験に来てね★

お葬式の悩みや不安はございませんか?

『事前相談』で悔いのないお葬式を。

さい しん しき てん

株式会社 彩心式典

お問い合わせは 24時間受付 ☎ **0120-79-7676**

埼玉県越谷市大成町 2-101 <http://www.sougi-saishin.com>

費・賃料・共益費・敷金・礼金・仲介手数料

【引っ越し費用】婚姻に伴う引っ越し業者や運送業者への支払い

※助成には条件、所得制限等があります。

☎すこやか子育て課
☎991-1876



小児慢性特定疾病児童への日常生活用具の給付

小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活を支援するため、日常生活用具の給付を行います。

☎埼玉県から小児慢性特定疾患医療券(受給者証)の交付を受けている児童

【用具の種類】便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車椅子(電動以外の場合)、パルスオキシメーター等。

【費用負担】同一世帯全員の所得状況に応じ、一部費用の自己負担があります。

【条件】在宅で日常生活を営むのに支障があり、日常生活用具を必要とする児童のうち、他の法律等用具給付制度を利用していない者。
☎すこやか子育て課 ☎991-1876

令和4年度後期高齢者医療保険料の特別徴収(年金天引き)について

【新たに特別徴収が始まる方】

4月から特別徴収が始まる方には2月中旬に「特別徴収開始通知書(仮徴収)」を送付しました。6月から特別徴収が始まる方には4月下旬に、8月から特別徴収が始まる方には6月下旬に送付する予定です。

なお、4・6・8月の保険料額は、前年度の保険料をもとに仮算定したものです。

【昨年度から引き続き特別徴収で納めていただく方】

4・6・8月分の保険料額は、昨年7月に送付した「特別徴収開始通知書(本徴収)」にてお知らせしています。

☎住民ほけん課 ☎991-1884

後期高齢者医療の窓口負担割合の見直しについて

令和4年10月1日から、一定以

上の所得がある方は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割となります。詳細は、埼玉県後期高齢者医療広域連合のホームページをご覧ください。

☎住民ほけん課
☎991-1884



令和4年4月から国民年金保険料が変わります

令和4年度の国民年金保険料は月額16,590円になります。

日本年金機構より送付される納付書で、金融機関又はコンビニエンスストアで納付ができます。また、口座振替やクレジットカードでも納付することができます。なお、まとめて前払いすると割引が適用されます。

☎住民ほけん課 ☎991-1870

保養施設のご利用について

町では、加入者の健康保持増進を図る目的から、ホテル・旅館などの契約保養施設の利用料を助成しています。ご家族の旅行などにご利用ください。

※指定保養所リストは窓口にて配布。

☎国民健康保険又は後期高齢者医療保険の被保険者

助成金額 年間1泊に限り大人2,500円 子供1,500円

申請方法 事前申込制のため、必ず利用日の5日前までにお手続きください。※いかなる場合でも、利用後の申請は受付できません。

☎住民ほけん課

☎991-1868(国保年金担当)

☎991-1884(後期高齢者医療担当)

介護保険料・後期高齢者医療保険料のキャッシュレス決済・コンビニエンスストアでの納付を開始します

介護保険料・後期高齢者医療保険料を納付書でご納付いただいている方は、4月からスマートフォン決済アプリ(スマホ決済アプリ)とコンビニエンスストア(コンビニ)でもご納付いただけます。

【利用できるスマートフォン決済アプリ】LINE Pay、PayB、PayPay

【利用できるコンビニエンスストア】セブン-イレブン、ファミリーマート、ミニストップ、ローソンなど。

※その他コンビニについては、納付書同封の資料をご覧ください。

＜ご利用上の注意＞

・原則として令和4年4月以降に発生した保険料が対象となります。納期限の過ぎた保険料は、スマホ決済アプリ・コンビニではご納付できません。金融機関又は松伏町役場会計室でご納付ください。

・コンビニ等の店頭では、スマホ決済アプリを利用したご納付はできません。

・コンビニ等の店頭では、バーコードが印字されていない納付書はお使いできません。

☎住民ほけん課 ☎991-1884

いきいき福祉課 ☎991-1886

土地や家屋の価格の縦覧 固定資産税台帳の閲覧

【土地や家屋の価格の縦覧】

固定資産税の納税者は、土地価格縦覧帳簿、家屋価格縦覧帳簿により、町内の土地・家屋の価格を縦覧できます。

なお、縦覧の主旨である価格の比較という観点から、所有者に関する情報は一切掲載しておりません。

☎4月1日(金)～5月31日(火)

8:30～17:15(土・日曜日及び祝日を除く)

☎税務課 ☎無料

【縦覧できる方】固定資産税(土地及び家屋)の納税者(同一世帯の親族を含む)・代理人

☎本人確認書類、委任状(代理人の場合)

【固定資産税台帳の閲覧】

固定資産税の納税義務者は自己の所有する固定資産について、課税台帳(名寄帳)の写しを受け取ることができます。また、借地人・借家人は借地・借家物件のみの価格等が記載されている課税台帳の写しを受け取ることができます。

☎通年 8:30～17:15(土・日・祝日を除く)

☎税務課(郵送による申請も可)

☎縦覧期間中は無料(期間外は所有者毎に100円及び借地人・借家人は縦覧期間にかかわらず土地5筆・家屋5棟毎にそれぞれ300円)

【閲覧できる方】固定資産税の納税義務者(同一世帯の親族を含む)・代理人、借地人・借家人(借用にかかる固定資産のみ)

④本人確認書類、委任状(代理人の場合)、借地・借家契約書(借地人・借家人の場合)

⑤税務課 ☎991-1831

農業用排水路の維持管理費の一部を補助します

【補助対象団体と対象活動】

農業団体や地域の団体等が農業用排水路の「泥上げ」に要する経費(ただし、最低100m以上を実施する活動が対象)

【補助金額】

1m当たり150円(ただし、1団体当たり1年度につき3万円限度)
※補助金は予算の範囲内で交付。

【申請方法】

申請書に必要事項を記入し、事業計画書を添付して環境経済課へ提出してください。

⑤環境経済課 ☎991-1853

重度心身障がい者医療費の請求について

受給資格をお持ちで医療費を請求されていない方は、請求手続きをしてください。

請求期限は、医療費を支払った日の翌日から5年以内です。医療保険から療養費の給付を受けた、はり・きゅう・マッサージ、治療用装具の自己負担分も対象です(療養費の決定通知等が必要な場合があります)。

④①身体障害者手帳1～3級の方
②療育手帳(A、A、Bの方)
③精神障害者保健福祉手帳1級の方
④後期高齢者医療の障害認定を受けている方

※平成27年1月1日以降に、65歳以上で新たに上記の等級の障害者手帳を交付された方は対象外です。

※精神障害者保健福祉手帳の交付による当制度の登録者は、精神病床への入院にかかる医療費は支給対象外です。

※所得により支給停止となることがあります。

④請求書(いきいき福祉課でお渡ししています)、医療費の領収書

請求・問い合わせ福祉課

☎991-1877

公募補助金の申請を受付中

本制度は、町内に活動拠点を有するなどの一定条件を満たした『団体』が、町の活性化につながるような事業を企画・実施し、その事業に町が補助金を交付するものです(※審査があります)。

【申請期間】5月31日(火)まで

【対象団体】定款、規約、会則その他これらに準ずるものを有している団体、町内に活動拠点を有する団体、公共の福祉に反しない団体

【対象事業】町内で実施される事業、町内外から参加が見込まれる事業、公益的、公共的な事業、国や町等から別の補助金を受けていない事業

【補助金上限】5万円

【補助率】補助対象経費の1/2以内
【応募要項等の配布】役場、北部サービスセンター、まつぶし緑の丘公園、中央公民館、B&G海洋センター、多世代交流学習館

※詳細については町ホームページ又は企画財政課窓口で配布している応募要項をご確認ください。

⑤企画財政課 ☎991-1818

交通指導員の登録受付

交通指導員として、子どもたちの安全のために働いてみませんか。
④20歳以上70歳未満の方(定年75歳)

【受付】随時受付(電話可)

【仕事の内容】

採用 交通指導員に欠員が生じた場合、適宜、登録者の中から選考します。(その際は履歴書を持参いただき、面接を行います)

職務 登校時の立哨指導(原則、平日の午前7時頃から1時間程度)、交通安全啓発活動、交通安全教室、町の事業等における交通誘導 など
任期 委嘱日から2年間

報酬 月額31,500円

⑤総務課 ☎991-1895

令和4年度就学援助制度

小・中学生のいるご家庭で、次の

いずれかの要件に該当する保護者に審査のうえ就学費用を援助します。

【要件】①生活保護は受けていないが、援助を必要とする状況にある保護者②世帯が非課税等、経済状況がよくないと教育委員会が認めた保護者

※昨年度に就学援助の認定を受けた方や新入学児童生徒学用品費等の入学前支給を受けた方も、毎年度申請手続きが必要です。

4月8日(金)から28日(木)までの申請は4月認定、5月2日(月)から令和5年2月28日(火)までの申請は翌月の認定となります。

【援助する費用】学用品費、通学用品費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費など

【必要なもの】印かん(認印)、振込先口座の通帳又はカード(町内金融機関のもの)

※申請書に記入していただく同一生計世帯員には、住民登録上、別世帯でも同じ住所に住民登録がある全員の方が該当し、単身赴任等により別居中の家族や児童生徒と同居する祖父母・叔父叔母なども含まれます。

④・⑤教育総務課 ☎991-1807

進学準備資金の貸付に利子補給を行います

④次の全てに該当する方

①松伏町に住民登録していて、現に町内に在住している保護者
②高等学校及び大学等に進学することが確実である者の保護者

③独立行政法人日本学生支援機構及び埼玉県社会福祉協議会の生活福祉資金制度等の就学資金の貸付けを受けていない者

④町県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税を完納している者(納期限が到来しているものに限る)

※昨年度に認定を受けた方も、毎年度申請手続きが必要です。

【利子補給額】支払利子の総額(上限5,000円)

【必要書類】進学準備資金貸付決定通知書の写し、貸付償還予定表の写し、融資の償還が確認できるもの、在学証明書

④・⑤教育総務課 ☎991-1807

<その他のお知らせ>

越谷・松伏水道企業団 公式ツイッターアカウントを 開設しました

水道事業の紹介、事故や災害時の緊急情報などをお知らせしています。ぜひフォローしてください。

【アカウント名】

越谷・松伏水道企業団



【アカウント】

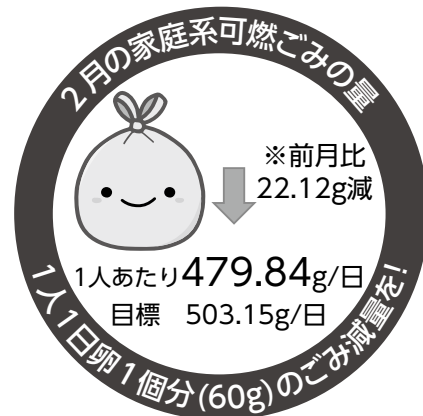
@koshi_matsu2021

📍越谷・松伏水道企業団総務課

☎048-971-7904

越谷・松伏水道企業団
@koshi_matsu2021

プロフィールを閲覧



令和4年度集合狂犬病予防注射を実施

問合せ 環境経済課 ☎991-1839
生活環境担当

狂犬病予防注射は、「狂犬病予防法」により必ず年1回、飼い犬に受けさせることが義務付けられています。

町では、下記の日程で集合狂犬病予防注射を実施します。ご都合の良い日にお近くの会場でお受けください。(雨天決行)

日時	場所
4月20日(水)	9:30 ~ 10:30 田島集会所
	11:00 ~ 12:00 赤岩農村センター
	13:30 ~ 15:00 多世代交流学習館
4月21日(木)	9:30 ~ 10:00 水汲自治会集会所
	10:30 ~ 12:00 北部サービスセンター
	13:30 ~ 15:00 まつぶし緑の丘公園
4月22日(金)	9:30 ~ 11:30 ふれあいセンター
	13:00 ~ 15:00 松伏町役場

▶費用 3,500円(注射手数料2,950円、注射済票交付手数料550円)

▶持ち物 お知らせのハガキ(犬の登録が済んでいる方に、4月上旬頃に送付予定です)、フン尿を処理する用具

▶予防注射ができない犬 生後90日以内・体調が悪い・妊娠中・1か月以内に混合ワクチン等を接種した

▶その他 新規に登録する犬は、登録手数料3,000円が別途必要です。



動物病院で狂犬病予防注射を受ける方へ

【町内のおがわ動物病院、まつぶしパレオ動物病院】

動物病院で注射済票を交付しますので、動物病院に「お知らせ」のハガキを提出してください。(手数料550円)

【町外の動物病院(獣医師)】

動物病院で注射済証明書を発行してもらい、環境経済課へお持ちください。注射済票を交付します。(手数料550円)

※動物病院で狂犬病予防注射を受ける場合は、動物病院が定める注射料金が別途必要です。

えせ同和行為を排除しましょう ー埼玉えせ同和行為対策強化月間ー

本町を含む埼玉12市町では、毎年4月を「埼玉えせ同和行為対策強化月間」と定め、同和問題の正しい理解の妨げとなっている「えせ同和行為」の排除を呼びかけています。

「えせ同和行為」とは

同和問題の解決を口実に、個人、企業、行政機関などに対して「図書等物品購入の強要」や「寄附金・賛助金の強要」など、不法・不当な行為や要求をすることです。

このような行為は、要求を受けた人が被害に遭うだけでなく、同和問題に対する誤った認識を植えつけ、新たな偏見や差別意識を生む要因となり、同和問題解決の大きな障害要因となる許されない行為です。

えせ同和行為は断固拒否しましょう

えせ同和行為の要求に応じる必要はありません。その場しのぎの安易な対応は、かえって相手につけ込まれます。終始、き然とした態度で断固拒否し、えせ同和行為を排除しましょう。

同和問題(部落差別)に関する正しい理解を深めましょう

同和問題とは、同和地区(被差別部落)に「住んでいる」あるいは「生まれた」ということを理由とした不合理な偏見により、結婚や就職、日常生活などの面で差別を受け、基本的人権が侵害されるという、日本の歴史の中で生み出され、現在もなお存在する我が国固有の重大な人権問題です。埼玉12市町では「部落差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、同和問題の正しい理解が図られるよう、人権教育・啓発活動を推進しています。



法務省:えせ同和行為を排除するために

問合せ

企画財政課 ☎991-1815

教育文化振興課 ☎991-1873